

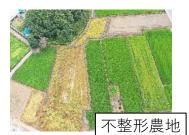
報道機関各位

	館林市報道資料 令和 5年 7月 27日
表題	野辺土地改良区が設立されます
内容	■設立総会の開催 野辺土地改良区は、野辺地区の関係地権者によって構成され、ほ場整備 事業(土地改良事業)を行う公法人です。来賓挨拶の後、規約などの議 決や役員の選任などの議事が執り行われます。 ・日時 令和5年8月22日 午後2時~ ・場所 三野谷公民館 講堂 ■概要 野辺地区は、大正初期に耕地整理が行われて以来、農地区画が整理されていません。本事業は、大型機械の導入や担い手が耕作する農地の集約を行うため、地元農家を中心に令和元年に要望書が提出されて動き出しました。農地の大区画化や農道・水路の整備はもちろんのこと、自動給水栓や田んぼダムの導入などによるスマート農業も推進していきます。 ・事業期間 令和5年度~10年度 ・地 区 73. 2ha ・事業区域 館林市野辺町、邑楽郡千代田町萱野、邑楽郡明和町大輪 ■ほ場整備事業とは ほ場整備事業とは ほ場整備事業とは に場整備事業とは に場整備事業とは に場整備事業とは に場整備事業とは に場を備事業とは に場を備事業とは に場を備事業とは に場を備事業とは に場を備事業とは に場を備事業とは に場を備事業とは に場からため、区画が小さく、不整形になっている田や畑などの農地(ほ場)を区画整理し、生産性の高い農地にすることを言います。区画整理とともに、農道・用排水路などを整備したり、整備後の農地を整備前の面積に応じて再分配(換地)したりします。本市においては、谷田川北部地区(工期:平成13年~18年)以来17年ぶりの事業となります。
本件の問合せ先	ほ場整備課ほ場整備係 Tm0276-47-5146 メール hojo@city.tatebayashi.gunma.jp

①野辺地区の現況・事業目的

野辺地区の現況農地不整形、小区画であるほか、農地が分散し、集団化されていないため農作業効率が悪い。道路幅員が狭く、路面状態が悪いため、通作及び輸送に支障を来しており、大型機械を用いた営農が行えない。水路老朽化が進行し、機能低下が見られ、排水不良を招いている。また、整備されておらず土水路のままとなっている箇所も見受けられる。農家高齢化及び後継者不足により、農地の遊休化及び耕作放棄地の増加が懸念される。









事業目的

現状のままでは、地域農業の衰退が懸念され、耕作放棄地増加のおそれがある。 このことから、農地、道水路等を一体的に整備する『ほ場整備事業』を実施し、営農環境の改善を図るとともに中心経営体(担い手等)への農地集積を推進することで、地域農業の安定化及び活性化を図る。

②事業概要

	県営農業競争力強化農地整備事業 令和5年度~10年度				
概算事業費	総事業費:1, 470, 000千円(2, 509千円/10a)				
事業費負担率	国50%、県27.5%、市町10%、地権者12.5%				
現況地区面積	73.2 h a (農地:61.1 h a 、道水路等:12.1 h a)				
受 益 面 積	58. 5ha(水田:51. 7ha、畑:6. 8ha)				
工事内容	整地工:58.5ha、道路工:8.6km 用水工:6.0km、排水工:7.5km、暗きょ排水工:49.6ha				

③事業区域



4事業経過

			概 要		
Н3	30.	1 2	野辺地区は場整備事業準備委員会立上げ		
R	1.	8	館林市へ事業推進要望書提出(同意率97.6%)		
R	1.	1 0	明和町、千代田町へ事業説明		
R	2.	4	県営調査開始。事業推進のため、県へ職員を派遣		
R	2.	7	野辺地区は場整備事業推進協議会及び営農検討会設立		
R	2.	9	経済建設常任委員会現地視察		
R	4.	1	令和3年度 地権者対象説明会		
R	4.	7	営農検討会 スマート農業先進地視察(福島県)		
R	4.	1 0	令和 4 年度 地権者対象説明会		
R	5.	3	土地改良区設立認可申請		
R	5.	6	事業計画の決定		
R	5.	6	土地改良区設立の適否決定		
R	5.	7	土地改良区設立認可(予定)		